

建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

重点対策地域
【除却】

除却する建築物の場所は、「重点対策地域(不燃化推進地域)」内にありますか？
(不燃化推進地域は、i-マップにて確認できます。(※1))

はい

建築時期は昭和56年5月31日以前ですか？
または、耐用年数等を過ぎていますか？(P9~10参照)

はい

次のいずれかに該当する方が申請者となります。(※2)〔(3),(4)は宅地建物取引業者を除く〕

- (1) 建物の所有者
- (2) 建物の所有者の三親等以内の親族
- (3) 建物の所有者から承諾を得て建物の除却を行う方
- (4) 裁判所の判断により建物の除却について正当な権限を有する方
(建物の所有者が存在である場合かつ建物の除却に係る費用を別の方に請求しない場合のみ)

申請者は、個人、自治会・町内会、中小企業者等ですか？

- ① 宅地建物取引業者が所有し除却のみを行う場合は、補助の対象外です。(注1)
 - ② 宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的とした場合は補助の対象外です。(注1)
- (注1) 建替困難地域(西区西戸部町1丁目及び3丁目、中区山元町1丁目及び2丁目)に該当する場合は、別途取扱いがあります。(P11、P42参照)

・申請者以外に、建物所有者・土地所有者等がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。

・登記簿上の所有者が亡くなっている場合、必要書類があれば相続の権利がある方による申請が可能です。

はい

除却する建築物について、過去10年以内に横浜市の補助金を受けたことがありますか？
(木造住宅の耐震改修等)

はい

いいえ

都市計画道路整備事業による建物移転補償(除却費)を受けていますか？(※3)

はい

補償の対象となる部分は、雨どい等軽微な部分ですか？

いいえ

いいえ

はい

解体工事の契約前ですか？

(横浜市の計画承認後に工事を契約してください。審査には約1か月かかりますので、工事契約の1か月前には申請をしてください。)

いいえ

はい

申請者が直接契約する除却業者は、市内事業者ですか？

※市内事業者とは、本社本店が横浜市内にある事業者のこと。

いいえ

はい

補助対象です。(補助率3/4)

※老朽建築物等の除却の補助金額は、次により算出された額の最も低い額となります。

- ① 一番低い見積書の額(建物本体の除却に係る部分の税込額)×補助率
- ② 除却する建築物の延べ面積×2万円/m²(横浜市単価)×補助率
- ③ 補助額の上限 150万円

※1 「i-マップ」は、横浜市のホームページ内 横浜市行政地図情報提供システムにてご確認ください。

※2 申請者に市税の滞納がある場合は、補助対象になりません。

※3 都市計画道路の整備区域は、「i-マップ」にて確認できます。都市計画決定線は、都市整備局都市計画課にてご確認ください。